

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和元年12月25日 08時00分ごろ
発生場所	広島県福山市横田漁港南南西方沖 横田港一文字防波堤西灯台から真方位191° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 20.0′ 東経133° 17.2′)
事故の概要	プレジャーボート ^{おおしま} 大島は、南南西進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和2年2月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 大島、5トン未満（長さ6.06m） 271-15667広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網及び固定ロープ等に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 微弱な東流
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、約26～27km/hの対地速力で手動操舵により南南西進中、船長が、前路に多数の浮子 ^{あぼ} （蛍光色の青色及びオレンジ色、直径約60cm）を視認したが、疑念を抱かず同じ針路及び速力で航行を続け、のり養殖施設に進入し、航行不能となった。 船長は、航行予定海域の水路調査を行ったことがなかったので、横島南方沖にのり養殖施設が設置してあることを知らず、また、本船のGPSプロッターには、同施設等の漁業区画を表示する機能がなかったので、前路に見た浮子が同施設の浮子であることが分からなかった。
分析	本船は、南南西進中、船長が、横島南方にのり養殖施設が設置してあることを知らず、また、前路に見た浮子が同施設の浮子であることが分からず航行を続けたことから、同施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南南西進中、船長が、横島南方にのり養殖施設が設置してあることを知らず、また、前路に見た浮子が同施設の浮子であることが分からず航行を続けたため、同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 操船者は、事前に海図及び水路誌等を用いて航行予定海域の水路調査を行い、養殖施設等の漁業区画の情報を確認すること。
- ・ 操船者は、前路に浮子を視認した場合、減速又は停止して周囲の状況を確認すること。